

令和7年高島市教育委員会  
第8回定例会議事日程

日 時 令和7年8月8日（金）  
午後1時30分  
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ
2. 令和7年第7回定例会会議録の承認
3. 会議録署名委員の指名

委員 委員

4. 議事

- |            |   |      |
|------------|---|------|
| 日程第1 議第50号 | 臨時代理につき承認を求めることについて<br>(高島市マキノ小学校開校準備協議会委員の委嘱および解嘱について) |      |
| 日程第2 議第51号 | 令和6年度高島市一般会計歳入歳出決算の認定議案に関する市長への意見について                   | 当日資料 |
| 日程第3 議第52号 | 高島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案に関する市長への意見について           | 当日資料 |
| 日程第4 議第53号 | 高島市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案に関する市長への意見について             | 当日資料 |
| 日程第5 議第54号 | 高島市立学校使用料徴収条例の一部を改正する条例案に関する市長への意見について                  | 当日資料 |
| 日程第6 議第55号 | 高島市体育施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案に関する市長への意見について          | 当日資料 |
| 日程第7 議第56号 | 高島市新旭水鳥観察センターの設置および管理に関する条例を廃止する条例案に関する市長への意見について       | 当日資料 |

日程第8 議第57号 令和7年度高島市一般会計補正予算（第4号）案に関する市長への意見について

当日資料

5. 報告

報告第15号 高島市新旭水鳥観察センターの臨時休館について

6. 今後の日程

令和7年教育委員会第3回臨時会

日時：令和7年8月19日（火）午前10時00分

場所：高島市役所 新館2階 教育委員会室

令和7年教育委員会第9回定例会

日時：令和7年9月24日（水）午後3時00分

場所：高島市役所 新館2階 教育委員会室

## 令和 7 年 第 8 回定例会座席表

饉庭 教育総務部長
吉原 教育総務部 次長
中川 教育総務部 次長
前田 教育総務課長
山本 文化財課長
佐藤 文化ホール 館長

川島教育長		
橋本委員		高木委員
地村委員		森委員

川原林 教育指導部 長
保木 教育指導部 次長
保木 学校教育課長
上原 学事施設課長
赤水 スポーツ振興 部長
加藤 市民スポーツ 課長

横井川 学校給食課長
林 教育総務課 参事
中村 教育総務課 主任

入口

傍聴席

入口

議第 50 号

臨時代理につき承認を求めるについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 8 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

---

臨時代理につき承認を求めるについて

高島市マキノ小学校開校準備協議会委員の委嘱および解嘱について、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成 17 年高島市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定により、令和 7 年 7 月 24 日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

別紙

高島市マキノ小学校開校準備協議会委員の委嘱および解嘱について

高島市マキノ小学校開校準備協議会設置要綱（令和6年高島市教育委員会告示第15号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり高島市マキノ小学校開校準備協議会委員を委嘱および解嘱をする。

委嘱

区分	委員種別	氏名	所属
6号	区長自治会長を代表する者	木下 浩之	マキノ地区区長等連絡会会長

任期：令和7年7月24日から開校日の前年度の3月31日まで

（前任者の残任期間）

解嘱

区分	委員種別	氏名	所属
6号	区長自治会長を代表する者	西辻 忠雄	マキノ地区区長等連絡会会長

解嘱日：令和7年7月23日

報告第 15 号

高島市新旭水鳥観察センターの臨時休館について

高島市新旭水鳥観察センターの設置および管理に関する条例（平成 17 年高島市条例第 363 号）第 11 条および高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成 17 年高島市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり高島市新旭水鳥観察センターの臨時休館日を定めたので報告する。

令和 7 年 8 月 8 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

記

1 臨時休館を行う期日

令和 7 年 8 月 18 日（月）、8 月 20 日（水）および 8 月 21 日（木）

2 休館理由

施設内の清掃ならびに書籍、剥製等の点検、整理を行うため

3 利用者への周知方法

ホームページ、防災行政無線および休館予告ポスターの施設内掲示